

《後期高齢者医療保険の被保険者証（保険証）の更新について》

令和4年度は2回（8月、10月）保険証を更新します

10月1日からの後期高齢者医療の窓口負担割合2割の導入にともない、令和4年度は8月（7月下旬送付）と10月（9月下旬送付）の2回、保険証を更新します。なお、窓口負担割合が1割、3割負担の方の保険証についても2回（8月、10月）更新します。

■7月下旬に送付する保険証

- 有効期限：令和4年9月30日（8月1日から2カ月間のみ使用できます）
- 保険証の色：黄色

■9月下旬に送付する保険証

- 有効期限：令和5年7月31日
- 保険証の色：薄緑色

- ✳ 10月からの窓口負担割合の変更については、広報ますだ3月号をご覧ください。
- ✳ 「一部負担金の割合」が所得判定により変更となっている場合があります。必ずご確認ください。
- ✳ 現在の保険証（有効期限が令和4年7月31日・紫色）は8月1日以降に各自で破棄してください。

《保険料の納付をお願いします》

■保険料額は7月に決定し、保険料額決定通知書でお知らせします。

■保険料の納付

納付方法は原則として特別徴収（年金からの引去り）ですが、被保険者の事情により普通徴収場合があります。

《普通徴収の方》

75歳になり後期高齢者医療保険に加入したばかりの方や年金からの引去りができない方は、口座振替または納付書払のいずれかで納めていただきます。

- ✳ 口座振替 … 申込みが必要です。金融機関に備え付けの「益田市市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ、金融機関の窓口へ提出してください。
- ✳ 納付書払 … 保険料額決定通知書に同封されている納付書で納めてください。

《特別徴収の方》

4月・6月・8月は仮決定額で引去りとなり、10月以降で調整します。

《「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の申請について》

非課税世帯の方が受診する場合に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、1カ月あたりの窓口負担が自己負担限度額までとなります。また、3割負担の方で、住民税課税所得が690万円未満の方が受診する場合に「限度額適用認定証」を提示すると、1カ月あたりの窓口負担が自己負担限度額までとなります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」は、保険課（後期高齢者医療担当）の窓口で申請できます。

制度内容や手続きの詳細はこちらで！

『後期高齢者医療制度のしおり』（被保険者証送付時に同封）

※音声版CDの貸出し、提供も行います。

「島根県後期高齢者医療広域連合」のホームページ <http://www.shimane-kouiki.jp>